

# 横浜女学院中学校高等学校いじめ防止基本方針

2015年4月1日策定

2019年4月1日改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

キリスト主義学校である本校では、「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」と聖書の教える「共に生きる」喜びに満たされた学校生活を送ること、そして個性を尊重し合い、信頼と友情を築き上げることを通して、知性と品位を育み、共に生きる喜びを高める「共生教育」を教育理念に掲げている。この「共生教育」の理念と本校の校訓である「愛と誠」の精神を柱に、いじめ防止等に対する最大限の努力を行うこととする。

本校では、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめはどの生徒にも起こりうるものである」「いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という考えに基づいて、いじめ防止についての基本方針を「いじめ防止対策推進法」「横浜市いじめ防止基本方針」「神奈川県いじめ防止基本方針」等に基づき、策定する。

## I. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## II. 本校におけるいじめ防止等の目標

本校の全教職員は、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめはどの生徒にも起こりうるものである」「いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」との基本認識に立ち、すべての生徒が、互いを思いやり、安心して学習その他の活動ができる安全な学校環境の実現に取り組む。

本校の教育理念であるキリスト主義に基づき、いじめの防止、発見、対応に努める。

1. いじめが起こりにくい教育環境整備を行う。
2. いじめを早期に発見できる体制を作る。
3. いじめに対し適切な対応が出来る組織を作る。

### III. いじめの未然防止

全ての教育活動を通じて、いじめをしない、させない態度・能力の育成に取り組み、いじめの未然防止に努める。いじめが生まれる背景について全教職員の共通理解を深める。

#### 1. 自己肯定感、自尊感情の向上

毎日の礼拝等の宗教教育を土台に、自分が神に愛されている「大切なひとり」であることに気付かせ、「隣人を自分と同じように愛しなさい」と言われる主イエス・キリストの言葉を実生活に活かすことのできる生徒を育む。学習、行事、特別活動、生徒会活動等に主体的に取り組ませ、生徒の自主性を尊重し、生徒の達成感を高める。

#### 2. 授業の満足度を高め、学力をつける

教員の授業力・指導力を高め、生徒の学習能力を高め、充実した授業を作る。生徒に確かな学力を身につけさせる。

#### 3. 規律を高め、マナーやモラルを身につけさせる

学校生活全てで全校生徒が安心し、自分の居場所がある環境を作る。教室だけ、部活動だけでなく、多様な居場所を持たせる。そのために学校生活全てで、挨拶、時間を守る等の基本的な社会のマナーを身につけさせ、他者への配慮が出来る態度を育成する。さらに教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

またインターネット上のいじめを防止するため、学級活動や情報等の授業、講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進する。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身につけさせる。

#### 4. 保護者との協力関係や情報共有を大切にする

学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、学校と家庭が連携して、学校・家庭を生徒にとって安全で安心して過ごせる場として保つ。

## 5. 周囲の生徒を、観衆や傍観者にしない

いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもあるということを教え、同調しない、さらには支援者となれる生徒を育てる。

## IV. いじめの早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい事象であることを前提に対策を講じる。

- (1) いじめを早期に発見し、多くの教職員と連携し、迅速に関わる。  
(いじめを受けている生徒の中には、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解する。インターネットや携帯電話を利用して行われるものも含む。)
- (2) 日頃より生徒から信頼される関係を作り、生徒の変化を見逃さない姿勢を保つ。
- (3) 日常的に生徒に関する情報交換を積極的に行い、全教職員で情報を共有する。

### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 日常的な面談等の活用  
昼休みや放課後、生徒たちと共に過ごす時間を積極的に設ける。また、交流ノートの活用や生徒との面談を増やし、生徒の変化、危険な兆候を素早く察知できるようにするなど、日頃から生徒や保護者との信頼関係を築く。
- (2) いじめアンケートの実施  
いじめの早期発見のために生徒に対して定期的にアンケートを実施する。その結果に基づき迅速に調査・点検を実施し、対策を講ずる。
- (3) カウンセリング、教育相談の実施  
日頃から気軽に悩みを相談できる環境を整える。変化の見られる生徒に対しては、随時、カウンセリング、教育相談を行い、該当生徒および保護者への適切なサポート、指導を行う。
- (4) 全教職員で情報、指導法の共有を図る。  
生徒対応の中心は学級担任であるが、学年担任団や学年教科担当者、いじめ防止対策委員、部活動・課外活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等の教職員が連携して対応にあたる。担任が一人で問題を抱え込まないよう、関係者間での情報共有と協力を大切にする。また生徒の心理や、行為、行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を計画・実施する。

## V. いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

迅速に事態の收拾、問題の解消を目指す。そのために以下の点に留意する。

- (1) 被害生徒のケアを慎重かつ適切に行い、保護者にも報告し、理解と信頼を得る。
- (2) 加害生徒の指導を適切に行う。
- (3) 事案を全教職員で共有し、問題再発の防止に努める。

### 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) すぐに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的な対応を行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を中心に事情聴取を行い、事実関係を把握し、校長へ報告する。
- (3) 校長は学校法人横浜学院理事長と必要に応じて県への報告・連絡を行い、被害生徒の保護者への連絡を指示する。
- (4) 指導が成果を上げられず、生徒の心身に被害を及ぼす恐れがある場合、そしていじめに伴う犯罪行為については、所轄警察へ連絡、支援を求める。

### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) 被害生徒の自尊感情に十分な配慮を行い、事情聴取を行う。その際には、該当生徒に対し、学校がしっかり守る姿勢を伝え、不安を取り除き、安全を確保する。
- (2) 事情聴取後は、その事実を当該生徒の保護者に連絡し、学校で把握した事実関係について報告するとともに、家族でつかんでいる情報と食い違いがないかを確認するなどして、正確な情報把握に努めるとともに、学校の姿勢を伝え、信頼関係の構築に努める。

### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を中心として、全教職員が連携し、組織的に再発防止を実行する。
- (2) 保護者へは迅速に事態を伝え、今後の指導に対する理解と協力を求め、生徒の健全な成長に向けて継続的な助言、指導を行う。その際に、いじめた生徒には、いじめは絶対に許されない行為であること、その生徒の言動がどれだけ相手を傷つけたかを理解させる。一方で、その生徒がいじめの行為に至った背景を把握し、今後本人が正常な学校生活を送れるよう生徒及び保護者と共に考える。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

本校の教育理念に基づき、集団の一員として、互いを尊重し合える人間関係を構築できるよう指導を行う。その際、周りの生徒には、いじめが起きたことを他人事ではなく、自分の問題として十分認識し、振り返りをさせる。そして、いじめた側に対して制止等の強い対応までは期待できないまでも、いじめられた側に対して励ましの声をかけたり、自分は同調していないことを伝えるだけでも十分サポートになるということを理解させる。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) 発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性などのネットトラブルの深刻さを伝えるために、専門家を活用した情報モラル教育を、生徒・保護者に実施し、理解、未然に防ぐための協力を求める。
- (2) 被害の拡大を避けるため、不適切な書き込み等については、直ちに削除の措置を行い、重大な被害が起こる恐れがあれば、警察等に援助を求める。

## 7. いじめの解消

- (1) いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、継続的に状況確認を行う。また教育的観点からいじめを受けた生徒・いじめを行った生徒への継続指導に努め、再発等の防止を図る。
- (2) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- (3) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## VI. 重大事態への対処

### 1. 重大事態の意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
  - (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 「いじめにより」とは、上記(1)と(2)に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

### 2. 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態が発生した際は、校長は直ちに学校法人横浜学院理事長と県に発生報告を行う。
- (2) 重大事態の調査は、「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施する。なお調査にあたっては、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を求め、調査の公平性、中立性を確保する。
- (3) いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめをうけた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行う。
- (4) 当該情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。
- (5) 調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

### 3. 調査結果の提供及び報告

- (1) 実施した調査結果を校長は学校法人横浜学院理事長と県に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため予め、そのことをいじめを受けた生徒及びその保護者に伝えておく。

## VII. いじめ防止等の対策のための組織

### 1. 組織の名称                      いじめ防止対策委員会

### 2. 「いじめ防止対策委員会」の役割

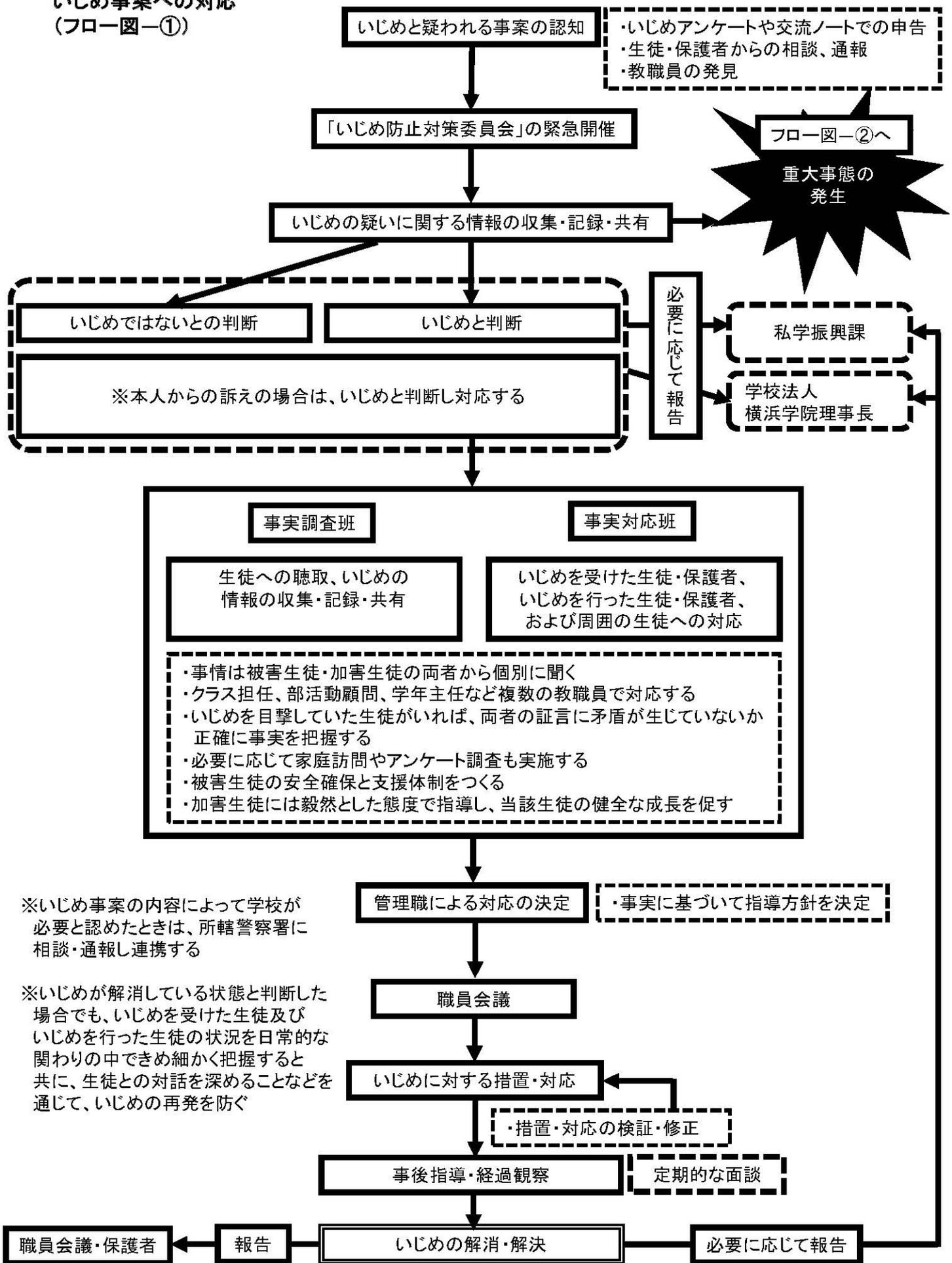
- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- (2) いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (4) いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を少なくとも月に1回は行う。
- (5) いじめ（「疑い」および「重大事態」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (6) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (8) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- (9) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### 3. 「いじめ防止対策委員会」の構成員

管理職・共生教育主任・生活指導委員長（いじめ防止対策主任）・生活指導副委員長・養護教諭・スクールカウンセラー

※必要に応じて他の教員や弁護士等の専門的知識を有する第三者も加わる。

いじめ事案への対応  
(フロー図①)



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

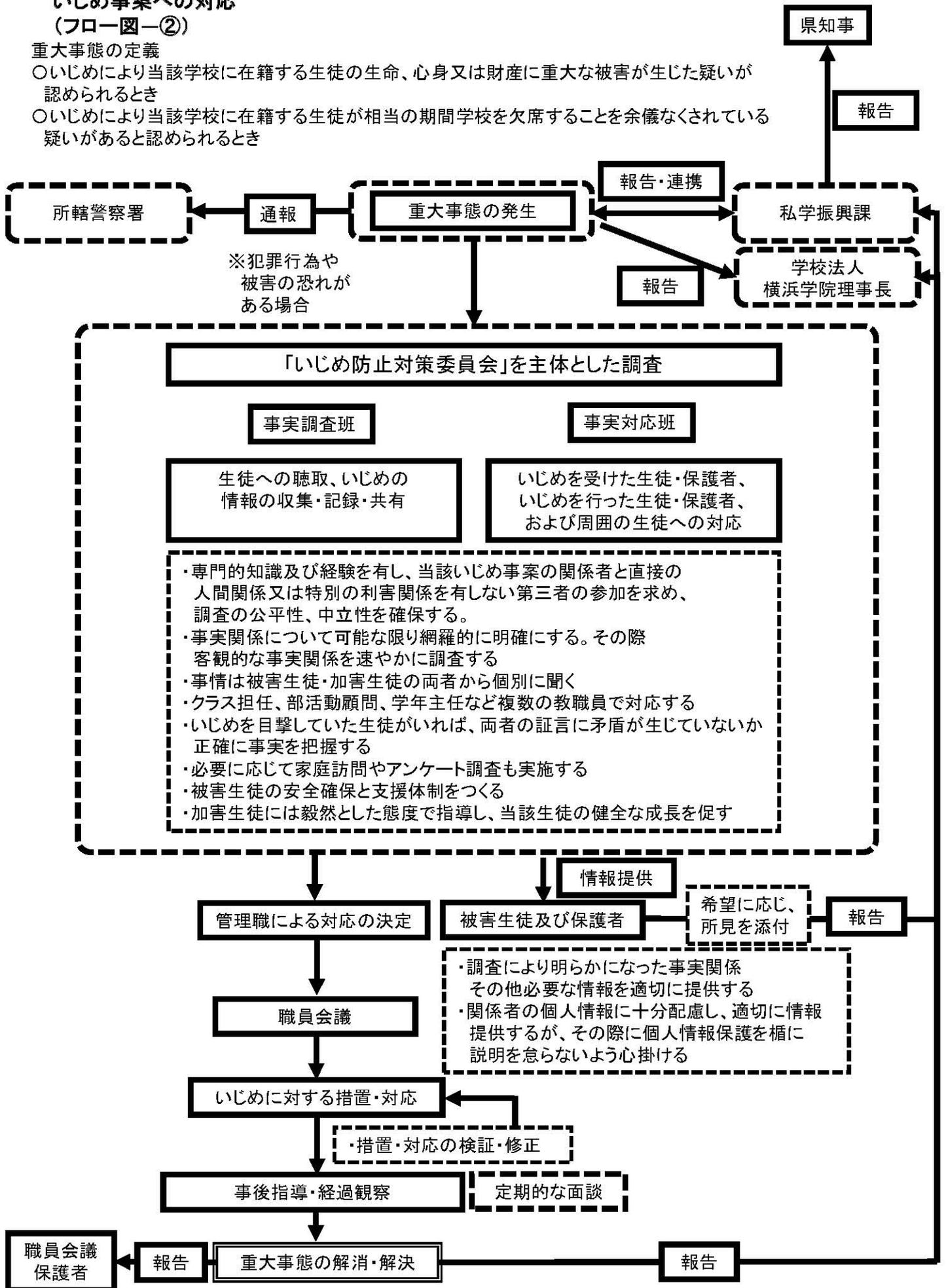
※いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握すると共に、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ

# いじめ事案への対応

## (フロー図-②)

### 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき



2020年度 私立横浜女学院中学校高等学校 いじめ防止等の取組の年間計画

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み				早期発見の 取組み	早期対応の 取組み	PDCA サイクル	備考 (担当者)	
		行事	授業	学級活動(学年活動)	生徒会活動					
前期	職員会議							今年度計画と基本方針の 周知徹底	いじめ防止対策委員会	
	中学入学式・始業式			自己紹介 (自己表現の機会)		いじめ防止対策委員会の周知 (いじめの相談・通報の窓口の周知) ・スクールカウンセラーの紹介			担任・各学年 いじめ防止対策委員会	
	オリエンテーション LHR	生徒に対していじめ防止への取組み説明		生徒指導に関する説明 (学校生活のマナー等) ・規範意識の醸成		いじめ防止基本方針の配布・説明 ・カウンセリング室の周知 (場所・開室時間・利用方法等)			担任・各学年 いじめ防止対策委員会 生活指導委員会	
	部・委員会紹介				委員会、文化部、運動部の活動紹介 ・新入生との親睦 ・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成				生徒会	
	通学路指導	知性と品位あるマナーの育成 ・挨拶や言葉遣いに品位を保つ ・身だしなみを整える								担任・各学年 生活指導委員会
	イースター礼拝	キリスト教行事を通して、神に感謝し、 自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める		献金を通しての購入費の育成						聖書科 担任・各学年・CS委員会
	中1交流会			中1交流会に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						担任・中1学年
	中1～高2 授業参観	学校生活の様子を保護者に見てもらい ・学校教育の関心を高める								担任・中1～高2学年
	個人面談 中3副院長面談 (～前期終了まで)					生徒に関する情報の収集 ・生徒の思いを聞く	情報に基づく対応			担任・副院長
	保護者会	保護者に対していじめ防止への取組み説明				いじめ防止基本方針の配布・説明 ・いじめ防止対策委員会の周知 (いじめの相談・通報の窓口の周知) ・カウンセリング室の周知 (場所・開室時間・利用方法等)				担任・各学年 いじめ防止対策委員会
	生徒会総会				委員会、委員会、文化部、運動部の 活動方針の発表 ・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成					生徒会
	ペンテコステ礼拝	キリスト教行事を通して、神に感謝し、 自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める								聖書科 担任・各学年・CS委員会
	高3八学会	共に神に祈る、讃美する、語り合う ・食事・清掃などの活動を通して体験した 感覚を共有する ・「生きる」ことを学ぶ		高3八学会に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						聖書科 担任・高3学年
	中学携帯電話 安全講習会		スマホ、SNSの使い方 ・マナー学習の推進 ・ネットいじめへの啓発							担任・各学年 生活指導委員会
	中学校外学習			中学校外学習に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						担任・各学年
	花の日礼拝	キリスト教行事を通して、神に感謝し、 自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める			老人ホーム・養護施設・病院などの 訪問を通じた奉仕活動の実施 ・病気などの試練にあった生徒・ 先生方とその家族の方への お見舞い					聖書科 担任・各学年・CS委員会
	中1保護者会	保護者に対する八学会(宿泊行事)の 目的・趣旨の説明 ・これまでの学校生活の様子を伝える				生徒に関する情報の収集				担任・中1学年
	体育祭			体育祭に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成	体育祭に向けての企画・運営 ・生徒の自主性を育む ・自己有用感の育成					体育祭実行委員会 担任・各学年 体育祭運営委員会
いじめアンケート (第1回)					生活アンケートの実施	アンケート結果に 基づく対応			担任・各学年 いじめ防止対策委員会	
中学・高1・高3 三者面談					家庭での状況確認 ・保護者の思いを聞く	情報収集に基づく 対応			担任	
職員会議							いじめの状況・報告内容の 確認、対応の検証、見直し		いじめ防止対策委員会	
終業礼拝			いじめと未然防止に向けた啓発 ・長期休暇中の過ごし方に関する注意喚起						担任・各学年	
中1・中2 八学会	共に神に祈る、讃美する、語り合う ・食事・清掃などの活動を通して体験 した感覚を共有する ・共に生きることを学ぶ ・自分について知る ・折ることを知る		八学会に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						聖書科 担任・中1・中2学年	
教職員研修	いじめ防止に関連した研修会の設定								いじめ防止対策委員会 生活指導委員会 校内研修企画運営委員会	
始業礼拝					長期休暇明けの生徒の様子を観察				担任・各学年	
合併創立記念礼拝	学校の歴史・建学の精神・ 校訓「愛と誠」を学ぶ								聖書科 担任	
高3三者面談					家庭での状況確認 ・保護者の思いを聞く	情報収集に基づく 対応			担任	
コーラスコンクール			コーラスコンクールに向けての 話し合い・練習 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成 ・生徒の自主性を育む ・自己有用感の育成						音楽科 担任・各学年	
終業式			前期の学習面・生活面の振り返り						担任	
高1・2 三者面談					家庭での状況確認 ・保護者の思いを聞く	情報収集に基づく 対応			担任	
始業式			後期の学習面・生活面の目標設定						担任	
中3NZ海外セミナー	自分を見つめ直し、思いやりと感謝の心を 学ぶ ・ホームステイやファームステイ、現地の姉妹 校及び提携校との交流を通して、異文化 コミュニケーションの大切さを知り、自分とは 違うことを受け入れる		中3NZ海外セミナーに向けての 話し合い・現地での活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						担任・中3学年 国際教育委員会	
保護者会 (中1・中2・高1・高2)	保護者に対していじめ防止への取組み説明								担任・各学年	
全校授業参観	学校生活の様子を保護者に見てもらい ・学校教育の関心を高める								担任・各学年	
宗教改革記念礼拝	キリスト教行事を通して、神に感謝し、 自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める								聖書科 担任・各学年・CS委員会	
通学路指導	知性と品位あるマナーの育成 ・挨拶や言葉遣いに品位を保つ ・身だしなみを整える								担任・各学年 生活指導委員会	
なでしこ祭			なでしこ祭に向けての話し合い ・当日の活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成	なでしこ祭に向けての企画・運営 ・生徒の自主性を育む ・自己有用感の育成					生徒会 担任・各学年 なでしこ祭実行委員会	
収穫感謝礼拝	キリスト教行事を通して、神に感謝し、 自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める			老人ホーム・養護施設・病院などの 訪問を通じた奉仕活動の実施 ・病気などの試練にあった生徒・ 先生方とその家族の方への お見舞い					聖書科 担任・各学年・CS委員会	
中2職場体験	職場での体験を通して、働くことの大切さや 厳しさを知り、職業への理解を深めるとともに、 自分の将来を真剣に見据え、今の自己の 在り方を考える	身だしなみ・表情・態度 (姿勢)・挨拶・言葉づかい に関する講座の開設 ・印象の良い電話のかけ方 と受け方の実習	中2職場体験に向けての話し合い ・当日に向けての調べ学習・準備・説明 ・訪問先グループ内での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成						担任・中2学年 生活指導委員会	
いじめアンケート (第2回)					生活アンケートの実施	アンケート結果に 基づく対応			担任・各学年 いじめ防止対策委員会	

後期

2020年度 私立横浜女学院中学校高等学校 いじめ防止等の取組の年間計画

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み				早期発見の 取組み	早期対応の 取組み	PDCA サイクル	備考 (担当者)	
		行事	授業	学級活動(学年活動)	生徒会活動					
後期	12	高2総合セミナー	「信仰と平和を求めて」 ・主体的に情報を判断して問題を解決できる力を磨く ・他者と協調することのよさを知る ・共に生かされていることを実感する中で自己の生き方を考える姿勢を育む ・出会った方への感謝の気持ち、共に活動した友から寄せられた言葉や態度を考える		・高2総合外セミナー(に向けての話し合い・現地での活動の説明 ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成				担任・高2学年	
		職員会議						いじめの状況・報告内容の確認、対応の検証、見直し	いじめ防止対策委員会	
		クリスマス礼拝	・キリスト教行事を通して、神に感謝し、自分を深く見つめ、心の糧とする ・個性の尊重 ・信頼と友情の構築 ・共に生きる喜びを高める		・献金を通しての隣人愛の育成 ・長期休暇中の過ごし方に関する注意喚起 ・いじめ&非行防止に向けた啓発				聖書科 担任・各学年・CS委員会	
	1	新年礼拝					・長期休暇明けの生徒の様子を観察		担任・各学年	
		生徒会役員選挙				・生徒会役員選挙の実施 ・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成			生徒会	
	2	中2特別面談					・学校生活における学習面・生活面の状況の把握・共有、改善に向けての具体的な取り組み、目標の設定 ・家庭での状況確認 ・生徒・保護者の思いを聞く	・情報に基づく対応	生活指導委員会 中2学年	
	3	中学新入生オリエンテーションⅡ	・いじめ防止への取組み説明							いじめ防止対策委員会
		職員会議							・今年度のいじめの状況・報告内容の確認 ・対応の検証、見直し ・新年度に向けた計画の見直し ・生徒情報の引き継ぎ事項の確認	いじめ防止対策委員会 生活指導委員会 担任・各学年
		終業式 中学卒業証書授与式				・長期休暇中の過ごし方に関する注意喚起 ・いじめ&非行防止に向けた啓発				担任・各学年
		中1・中2三者面談					・家庭での状況確認 ・保護者の思いを聞く	・情報収集に基づく対応		担任
	年間を通じた取組み	礼拝 (全校・中高別・讃美・クラス・祈り・ディポジション)	・1日の生活を祈りと共に始めることで、心を落ち着かせる ・礼拝を通して一人の人として、互いに生きるべきかき考え、神に従い隣人を愛することの出来る1日とする							全教職員
		キリスト教教育 (聖書科授業 (聖書に親しむ会))		・キリスト教の教えを学ぶことで、礼拝時の説教やキリスト教行事の意味を知る ・キリストを信じることの大切さを知る ・聖書を学び生ける神と出会う生き方は現代社会を生きる上で欠くことのできない意義があることに気付く ・日曜教会出席の奨励						聖書科 キリスト教委員会
国際教育		・留学制度、高2海外セミナーなどの国際交流体験を通して、生活文化の違いを肌で感じ、国際社会を生きるための柔軟性と積極性を身につける							国際教育委員会	
ESD教育				・「持続可能な社会」を目指し、感謝と信頼で他者と結び、いかなるときも希望を持って行動する女性のリーダーを育成する					担任・学年 ESD推進委員会	
学校説明会		・いじめ防止への取組み説明							広報委員会 いじめ防止対策委員会	
クラス懇親会 (年2回)		・担任と保護者、保護者同士の親睦を築める					・生徒に関する情報の収集 ・学校や家庭での状況確認・把握・共有		担任	
・スクールカウンセラーとの密な情報交換		・いじめ防止、生徒理解に関連した校内教職員研修会の設定	・授業改善の取組み(わかる授業づくり・授業公開週間の設定・習熟度別授業による個人のペースにあった授業の進め方等) ・第2外国語の授業を通じた異文化・交流・理解	・クラスを中心とした集団作り	・行事を通じた交流教育の充実(横浜学院幼稚園、保護者、地域住民とのふすあい) ・国際協力NGOワールド・ビジョン・ジャパンを通じたチャイルドスポンサー活動の推進 ・石川町駅に花を生けるなどの奉仕活動の実施 ・中高合同の部活動・課外活動の実施	・交流ノートなどを通じた相談しやすい雰囲気づくり ・保護者への啓発 ・いじめ防止対策委員会での情報の整理・共有 ・学年会、職員会議等での情報交換	・事業認知時の速やかな対応 ・いじめと判断された事案への対応検討、それに応じた速やかな対応			
時期未定	・土曜教養講座の充実を図り、受講を推奨する ・「社会を明るくする運動」への参加(チャアリーディング部)	・それぞれの授業における取組み(キリスト教教育との関わり、キャリア教育、シチズンシップ教育、わかる授業、しよちの授業の展開等)	・LHR・ESD・学年集会等を使った取組み(クラス作り・コミュニケーションスキルの育成、いじめ防止の啓発授業等) ・マナー・モラルに関する講話の実施	・生徒会を中心とした、いじめ防止に向けた取組みの展開(キャンペーン期間の設定・スローガン・ポスター作り等) ・横浜共立学園との通学路清掃の計画・実施						